

大口町告示第113号

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年10月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人が直接的に飼養又は保管していない猫で、かつ所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）のいない猫（以下「飼い主のいない猫」という。）の無秩序な繁殖を抑制するため、町内に生息する飼い主のいない猫の去勢又は避妊手術に要する費用に対する補助金を予算の範囲内において交付することについて必要な事項を定め、周辺住民に対する迷惑の未然防止を実現することで、人と飼い主のいない猫が共生しながら町民の快適な生活環境の確保及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 手術 雄にあつては精巣を摘出すること等（以下「去勢手術」という。）又は雌にあつては卵巣を摘出（胎子がいる場合を含む。）すること等（以下「避妊手術」という。）及び町長が別に定める去勢手術又は避妊手術完了済であることが認識できるように耳カットを施すこと等、次号に規定する獣医師が生殖を不能にするために飼い主のいない猫に施すことの全部又は一部をいう。
- (2) 指定獣医師 獣医師法（昭和24年法律第186号）第7条第2項に規定する獣医師免許証を有する者で、かつ前条に掲げる目的を達成するため指定獣医師登録台帳に登録された者をいう。
- (3) 動物病院 指定獣医師が経営又は勤務する獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する町内の診療施設をいう。

(指定獣医師)

第3条 この要綱による去勢手術又は避妊手術及びこれに付帯する事務（以下「業務」という。）を実施する獣医師は、あらかじめ指定獣医師登録申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、指定獣医師登録申請書（様式第1）が提出されたときは、速やかにそ

の内容を審査し、適当と認めたときは指定獣医師登録台帳（様式第2）に登録しなければならない。

3 指定獣医師は、前項の登録内容に変更があった場合、指定獣医師登録事項変更届（様式第3）を町長に提出しなければならない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町内に住所を有する者で、町内に住所を有し世帯を別にする18歳以上の協力者（以下「協力者」という。）を2人得た者とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は手術に要する費用とし、手術の種別、雌雄等の別及び補助金の上限額等は別表のとおりとする。

（事前相談）

第6条 申請者は、申請前に指定獣医師と手術及び補助金請求等の委任について相談するものとする。

2 申請者は前項の相談により指定獣医師に補助金の委任の承認を得た場合は、補助金の請求等及び受領の権限を指定獣医師に委任することができる。

（交付申請）

第7条 申請者は、手術を実施することができる飼い主のいない猫（以下「事業対象猫」という。）の手術を実施する前に、大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金交付申請書（様式第4。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 事業対象猫の生息場所のわかる地図

(2) 町長が必要と認める書類等

2 申請者は前条第2項の相談により、補助金の請求等を指定獣医師に委任した場合は、委任状（様式第5）を町長に提出しなければならない。

3 申請書は、提出する日の属する年度（以下「当該年度」という。）の2月20日までに提出しなければならない。

（交付決定等）

第8条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、
適当と認めるときは大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金交付決定通知
書（様式第6の1。以下「交付決定通知書」という。）により、適当と認められ
ないときは大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金却下通知書（様式第6
の2。以下「却下通知書」という。）により申請者に通知する。

2 町長は、前項の交付決定通知書を申請者に通知したときは、大口町飼い主のい
ない猫去勢避妊手術費補助金交付決定確認書（様式第6の3。以下「交付決定確
認書」という。）により、前項の却下通知書を申請者に通知したときは、大口町
飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金却下確認書（様式第6の4。以下「却下
確認書」という。）により速やかに協力者に通知するものとする。

（計画の変更）

第9条 前条第1項の交付決定通知書を受理した者（以下「交付決定者」という。）
は、申請書に記載された内容を変更するときは、事業対象猫の手術を実施する前
に、前条第2項の交付決定確認書を受理した者（以下「交付決定協力者」という。）
の同意を得て大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金変更交付申請書（様
式第7。以下「変更交付申請書」という。）を町長に提出し、その変更交付決定
を受けなければならない。ただし、その変更により事業対象猫の手術の実施が不
要となるときは、変更交付申請書の提出を省略することができる。

（変更交付決定等）

第10条 町長は、前条の変更承認申請書が提出されたときは速やかにその内容を
審査し、適当と認めるときは大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金変更
交付決定通知書（様式第8の1。以下「変更交付決定通知書」という。）により、
適当と認められないときは大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金変更却
下通知書（様式第8の2。以下「変更却下通知書」という。）により交付決定者
に通知する。

2 町長は、前項の変更交付決定通知書を交付決定者に通知したときは大口町飼い
主のいない猫去勢避妊手術費補助金変更交付決定確認書（様式第8の3。以下「変
更交付決定確認書」という。）により、前項の変更却下通知書を交付決定者に通

知したときは大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金変更却下確認書（様式第8の4。以下「変更却下確認書」という。）により速やかに交付決定協力者に通知する。

- 3 前条ただし書の規定により変更交付決定申請書の提出を省略したとき、又は交付決定者が当該年度の3月31日までに手術を実施しないときは、前2項の規定にかかわらず、町長は交付決定を取り消すことができる。

（意見の聴取）

第11条 交付決定者は、事業対象猫の手術を受けるときは、指定獣医師の意見を聴かなければならない。

（交付決定の取消等）

第12条 申請者が虚偽の申請その他不正な手段により、交付決定を受けたときは、町長は交付決定を取り消し、既に事業対象猫の手術を実施した場合はその手術に必要な費用の全部又は一部を交付決定の取消を受けた者に負担させることができる。

（交付決定者等の責務）

第13条 交付決定者及び交付決定協力者（以下「交付決定者等」という。）は、事業の実施において、次の各号に掲げる責務を全て有する。

- (1) 事業対象猫でない猫（以下「飼い猫等」という。）を保護し、又は飼い猫等の手術を受けた場合における飼い猫等の所有者等に対する責務
- (2) 事業対象猫の手術時又はその前後に生じる死亡等の不測の事態に対する責務
- (3) 事業対象猫の保護、動物病院への搬入等における人体、自動車、動産、不動産等に与える感染症、汚染等の被害に対する責務

- 2 交付決定者等は、前項第2号に掲げる責務を有するため、いかなる理由があっても指定獣医師に対する損害賠償を請求してはならない。

（手術の実施等）

第14条 交付決定者は、交付決定通知書に記載する交付決定日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、動物病院において事業対象猫の手術を実施しなければならない。ただし、交付決定者の申出により町

長が特別の事情があると認めるときは、手術の実施日を猶予することができる。

- 2 交付決定者は、前項の事業対象猫の手術を受ける場合は、あらかじめ指定獣医師又は動物病院の予約を行わなければならない。
- 3 交付決定者は、第1項の事業対象猫の手術を受ける場合は、あらかじめ事業対象猫を保護し、速やかに動物病院に事業対象猫を搬入できるよう努めなければならない。
- 4 交付決定者は、第1項の事業対象猫の手術を受ける場合は、指定獣医師又は動物病院に交付決定通知書を提示するとともに、手術後速やかに事業対象猫を引き取るものとする。ただし、交付決定者及び指定獣医師又は動物病院双方の合意があった場合は、この限りでない。

(報告)

第15条 交付決定者又は第6条の委任を受けた指定獣医師は、業務対象猫の手術完了後10日以内に大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術補助金業務報告書(様式第9。以下「報告書」という。)を町長に提出する。

(交付額の確定)

第16条 町長は、報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、要件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、交付決定者又は第6条の委任を受けた指定獣医師に補助金交付額確定通知書(様式第10)により通知する。

(補助金の請求)

第17条 前条の規定による通知を受けた者は、大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金請求書(様式第11)を町長に提出する。

(補助金の支払い)

第18条 町長は、前条の請求を受けたときは、交付決定者又は指定獣医師に対し、提出後30日以内に支払うものとする。

(捕獲器具の使用)

第19条 第14条第3項の保護又は動物病院への搬入に当たり、町所有の捕獲器具(以下「捕獲器」という。)の借用を希望する交付決定者は、大口町飼い主の

いない猫去勢避妊手術費補助金捕獲器借用申請書（様式第12）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があった場合は、捕獲器の借用を希望する交付決定者（以下「借受者」という。）に捕獲器を貸出すものとする。

3 捕獲器の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して14日以内とする。ただし、借受者の申出により町長が特別の事情があると認めたときは、当該年度の3月31日を期限として貸出期間を延長することができる。

4 借受者は、捕獲器に関し次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 紛失又は破損の無いよう適正に管理すること。

(2) 事業の目的以外に使用しないこと。

(3) 借受けの権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 紛失又は破損が認められた場合、直ちにその旨町長に報告すること。

（捕獲器の使用に係る損害賠償）

第20条 町長は、借受者の故意又は重大な過失によって捕獲器を紛失又は破損したときは、借受者に損害賠償を請求することができる。

2 捕獲器の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に対して与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

（免責）

第21条 町は、事業において交付決定者等が被った損害並びに所有者等及び第三者に対して与えた損害については、その責めを負わないものとする。ただし、町の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

（その他必要事項）

第22条 この要綱に定めるもののほか、大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金交付要綱に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

| 手術の種別 | 雌雄等の別 | 補助金の額（上限） |
|---------|---------|-----------|
| 去勢手術の全部 | 雄 | 10,000円 |
| 去勢手術の一部 | 雄 | 6,500円 |
| 避妊手術の全部 | 雌 | 22,000円 |
| | 胎子1頭あたり | 2,200円 |
| 避妊手術の一部 | 雌 | 6,500円 |

※一部とは、既に去勢又は避妊手術が終わっている個体に耳カット等を施す場合をいう。

様式第1（第3条関係）

年 月 日

指定獣医師登録申請書

大口町長 様

申請者 病院所在地

動物病院名

獣医師名

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術を実施する指定獣医師として、下記の者を登録いただきたく申請します。

記

| | |
|---------|--|
| 病院所在地 | |
| 動物病院名 | |
| 獣医師名 | |
| 連絡先 | |
| 獣医師免許番号 | |

様式第2（第3条関係）

指定獣医師登録台帳

| 番号 | 台帳登録日 | 病院所在地 動物病院名 連絡先 | 獣医師名 獣医師免許番号 |
|----|-------|-----------------------|-----------------|
| 1 | 年 月 日 | — — | |
| 2 | 年 月 日 | — — | |
| 3 | 年 月 日 | — — | |
| 4 | 年 月 日 | — — | |
| 5 | 年 月 日 | — — | |

※指定獣医師…獣医師法（昭和24年法律第186号）第7条第2項に規定する獣医師免許証を有する者で、本事業の目的を達成するため指定獣医師登録台帳に登録された者をいう。

※動物病院……指定獣医師が経営又は勤務する獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。

様式第3（第3条関係）

指定獣医師登録事項変更届

年 月 日

大口町長 様

病院所在地

動物病院名

獣医師名

このことについて、下記のとおり指定獣医師登録を辞退・変更します。

記

| | |
|-------|--|
| 病院所在地 | |
| 動物病院名 | |
| 獣医師名 | |
| 連絡先 | |
| 事由 | |

様式第4（第7条関係）

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金交付申請書

次の猫は、町内に生息しており、飼い主がいないことを確認しましたので、下記のとおり別添関係書類を添えて申請します。

記

| | | | |
|---|--|-------|----------------------|
| 猫の捕獲予定地 | 大口町 | | |
| 手術する猫の内容 | 性別 | | 種類 |
| | 体格 | | その他 |
| 手術する動物病院等 | | | |
| 飼い主のいない猫と判断した理由（該当する項目に印） | <input type="checkbox"/> 近隣住民から聞き取りにより判断 <input type="checkbox"/> 敷地管理者に確認 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 協力者（飼い主のいない猫であることの確認） ※ 協力者（18歳以上2名）は、町内に住所を有し、申請者とは世帯が別の方で裏面の同意書の署名が必要です。 | | | |
| 住 所 | 大口町 | 大口町 | |
| 氏 名 | | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 電 話 | | | |
| 添付書類：猫の生息場所のわかる地図 猫の写真（任意） | | | 申請番号 (大口町使用欄) |

※申請は当該年度の2月20日までに提出をしてください。

※事業対象猫は手術を実施することができる猫に限ります。

※裏面「同意書」を読み、必ず申請者及び協力者2名の署名をお願いします。

同意書

私は、大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金の申請又は申請することに協力するにあたり、次の事項について同意します。

(申請理由)

- 1 私は、飼い主のいない猫の無秩序な繁殖を抑制し、地域環境の確保と公衆衛生の向上を図ることを目的として申請又は申請することに協力します。

(対象の猫)

- 2 私は、猫の去勢避妊手術は、所有者明示がなく明らかに飼い主のいない猫に限り実施又は実施することに協力します。

(周知活動)

- 3 私は、飼い主のいない猫を去勢避妊手術のために保護する際は、飼い猫を誤って保護しないよう地域住民に対し周知活動を行います。

(問題対処)

- 4 私は、申請又は申請することに協力した猫に飼い主（所有者又は占有者）がいた場合、人体、自動車、動産、不動産等に与える感染症、汚染等の被害が生じた場合及び同意書において発生する責任問題等については、自らの責任を持って飼い主又は被害者との間で解決します。

また、町に対して損害賠償責任が生じた際は、町が申請者及び協力者に対して求償を行うことについて異議申立てをしません。

(損害賠償請求の禁止)

- 5 私は、手術中又は術前術後に猫が死に至るなど不測の出来事に対し、獣医師に損害賠償を請求しません。

(術後判別)

- 6 私は、指定獣医師の協力のもと術後の猫の耳の一部をカットし、手術済であることを判別できるようにします。

署名欄

| 申請者 | 協力者 | 協力者 |
|-----|-----|-----|
| 住所 | 住所 | 住所 |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 |

様式第5（第7条関係）

年 月 日

委 任 状

大口町長 様

委任者
住 所
氏 名

私は、大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金の請求等を、下記の者に委任します。

記

動物病院名

病院所在地

指定獣医師名

様式第6の1（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

大口町長

印

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

| | | | | |
|-----------------------|--|-------|-----|--|
| 猫の捕獲予定地 | 大口町 | | | |
| 手術する猫の内容 | 性別 | | 種類 | |
| | 体格 | | その他 | |
| 手術する動物病院等 | | | | |
| 飼い主のいない猫と判断した理由 | <input type="checkbox"/> 近隣住民から聞き取りにより判断 <input type="checkbox"/> 敷地管理者に確認 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | |
| 協力者（飼い主のいない猫であることの確認） | | | | |
| 住 所 | 大口町 | 大口町 | | |
| 氏 名 | | | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 電 話 | | | | |

遵 守 事 項

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金の申請者は、次の同意事項について遵守してください。

(申請理由に関すること)

- 1 飼い主のいない猫の無秩序な繁殖を抑制し、地域環境の確保と公衆衛生の向上を図ること。

(対象の猫に関すること)

- 2 猫の去勢避妊手術は、所有者明示がなく明らかに飼い主のいない猫に限り実施すること。

(周知活動に関すること)

- 3 飼い主のいない猫を去勢避妊手術のために保護する際は、飼い猫を誤って保護しないよう地域住民に対し周知活動を行うこと。

(問題対処に関すること)

- 4 申請した猫に飼い主（所有者又は占有者）がいた場合、人体、自動車、動産、不動産等に与える感染症、汚染等の被害が生じた場合及び同意書において発生する責任問題等については、自らの責任を持って飼い主又は被害者との間で解決すること。

また、町に対して損害賠償責任が生じた際は、町が申請者に対して求償を行うことについて異議申立てをしないこと。

(損害賠償請求の禁止に関すること)

- 5 手術中又は術前術後に猫が死に至るなど不測の出来事に対し、獣医師に損害賠償を請求しないこと。

(術後判別に関すること)

- 6 指定獣医師の協力のもと術後の猫の耳の一部をカットし、手術済であることを判別できるようにすること。

様式第6の2（第8条関係）

第 年 月 日
号

様

大口町長

印

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金却下通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金については、下記理由により却下することとしたので通知します。

記

1 却下理由

様式第6の3（第8条関係）

第 年 月 日
 号 日

様

大口町長

印

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金交付決定確認書

年 月 日付けで申請のありました大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金については、下記のとおり交付することを決定し申請者に通知したため、確認のため通知します。

記

| | | | | |
|-----------------|--|--|-----|--|
| 猫の捕獲予定地 | 大口町 | | | |
| 手術する猫の内容 | 性別 | | 種類 | |
| | 体格 | | その他 | |
| 手術する動物病院等 | | | | |
| 飼い主のいない猫と判断した理由 | <input type="checkbox"/> 近隣住民から聞き取りにより判断 <input type="checkbox"/> 敷地管理者に確認 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | |
| 申請者 | | | | |
| 住 所 | 大口町 | | | |
| 氏 名 | | | | |

遵 守 事 項

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金の協力者は、次の同意事項について遵守してください。

(申請理由に関すること)

- 1 飼い主のいない猫の無秩序な繁殖を抑制し、地域環境の確保と公衆衛生の向上を図ること。

(対象の猫に関すること)

- 2 猫の去勢避妊手術は、所有者明示がなく明らかに飼い主のいない猫に限り実施すること。

(周知活動に関すること)

- 3 飼い主のいない猫を去勢避妊手術のために保護する際は、飼い猫を誤って保護しないよう地域住民に対し周知活動を行うこと。

(問題対処に関すること)

- 4 申請することに協力した猫に飼い主（所有者又は占有者）がいた場合、人体、自動車、動産、不動産等に与える感染症、汚染等の被害が生じた場合及び同意書において発生する責任問題等については、自らの責任を持って飼い主又は被害者との間で解決すること。

また、町に対して損害賠償責任が生じた際は、町が協力者に対して求償を行うことについて異議申立てをしないこと。

(損害賠償請求の禁止に関すること)

- 5 手術中又は術前術後に猫が死に至るなど不測の出来事に対し、獣医師に損害賠償を請求しないこと。

(術後判別に関すること)

- 6 指定獣医師の協力のもと術後の猫の耳の一部をカットし、手術済であることを判別できるようにすること。

様式第6の4（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金却下確認書

年 月 日付けで申請のありました大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金については、下記のとおり却下することとし申請者に通知したため、確認のため通知します。

記

1 却下理由

様式第7（第9条関係）

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

大口町飼い主いない猫去勢避妊手術費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金について、交付決定協力者の同意を得て下記のとおり計画変更したいので、申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第8の1（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金変更交付申請については、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

1 計画変更承認内容

様式第8の2（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金変更却下通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金変更交付申請については、下記理由により却下することとしたので通知します。

記

1 却下理由

様式第8の3（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金変更交付決定確認書

年 月 日付けで申請のありました大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金変更交付申請については、下記のとおり承認することを決定し申請者に通知したため、確認のため通知します。

記

1 計画変更承認内容

様式第8の4（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金変更却下確認書

年 月 日付けで申請のありました大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金変更交付申請については、下記のとおり却下することと申請者に通知したため、確認のため通知します。

記

1 計画変更却下理由

様式第9（第15条関係）

年 月 日

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金実績報告書

大口町長 様

住 所
氏 名

| | |
|---------|---|
| 決定通知書番号 | |
| 交付決定者氏名 | |
| 手術の種別 | <input type="checkbox"/> 去勢手術の全部 <input type="checkbox"/> 去勢手術の一部 <input type="checkbox"/> 避妊手術の全部 <input type="checkbox"/> 胎子 頭 <input type="checkbox"/> 避妊手術の一部 |
| 手術日 | 年 月 日 |
| 手術金額 | 円 |

※添付書類

領収書の写し（交付決定者が報告の場合）

様式第10（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

金 _____ 円

様式第11 (第17条関係)

年 月 日

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金請求書

大口町長 様

住 所

氏 名

㊞

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金を下記のとおり請求
します。

記

請求金額 _____ 円

※振込先

口座番号・口座名義人・フリガナなどは、銀行等への届出どおりに記入して
ください。

| | |
|-------|---|
| 金融機関名 | 銀行 信用金庫 本店 支店 農業協同組合 (所) |
| 預金の種類 | 普通 ・ 当 座 |
| 口座番号 | |
| フリガナ | |
| 口座名義人 | |

【債権者コード ()】

様式第12 (第19条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金捕獲器借用申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大口町
飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金について、事業対象猫を捕獲するにあたり、
下記のとおり町所有の捕獲器の借用を申請します。

| | |
|----------|-----------|
| 交付決定通知番号 | |
| 貸出日 | 年 月 日 () |
| 返却日 | 年 月 日 () |

※留意事項

- ① 貸出期間は貸出しを受けた日から起算して14日以内とすること。(ただし、借受者の申出により町長が特別の事情があると認めるときは、当該年度の3月31日を期限として貸出期間を延長することができます。)
- ② 紛失もしくは破損又は毀損の無いよう適正に管理すること。
- ③ 事業の目的以外に使用しないこと。
- ④ 借受けの権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- ⑤ 紛失もしくは破損又は毀損が認められた場合は、ただちに報告すること。
- ⑥ 捕獲器の使用により、借受人や第三者が被害を被った場合、借受人がその損害に対し責任を負うこと。
- ⑦ 借受者の故意又は重大な過失によって捕獲器を紛失もしくは破損又は毀損したときは、借受者に損害賠償を請求する場合があります。